

### 3 策定経過

---

年 月 日	実 施 事 項
平成 25 年 7 月 3 日	第 1 回 庁内検討委員会
平成 25 年 9 月 6 日	第 2 回 庁内検討委員会
平成 25 年 11 月 29 日	第 3 回 庁内検討委員会
平成 26 年 5 月 29 日	第 1 回 知立市保健対策・食育推進会議
平成 26 年 6 月 25 日	第 4 回 庁内検討委員会
平成 26 年 7 月 28 日	第 2 回 知立市保健対策・食育推進会議
平成 26 年 10 月 27 日	第 3 回 知立市保健対策・食育推進会議

## 4 委員構成

### ■知立市保健対策・食育推進会議委員

氏名	所属	備考
井上 吉久	知立市健康ボランティア会長	
大原 憲雄	一般公募	
兼子 弘高	JA あいち中央農業協同組合知立代表理事	
神谷 恵美子	知立市食生活改善協議会会長	
神谷 正明	知立市区長会代表	
甲田 美幸	衣浦東部保健所管内栄養士会副会長	
新海 誠子	知立市民生児童委員代表	
杉浦 和幸	愛知県食品衛生協会安城支部知立分会代表	
角田 龍厚	知立市小中学校 PTA 連絡協議会代表	
富田 絵美	知立市保育園保護者代表	
新美 徳洋	知立市薬剤師会会長	
西村 敬子	愛知教育大学名誉教授	
服部 悟	衣浦東部保健所長	
松井 俊治	刈谷医師会知立支部長	会長
山本 律子	一般公募	
吉村 宅弘	知立市歯科医師会代表	副会長

※敬称略 五十音順

## 5 知立市保健対策・食育推進会議条例

---

○知立市保健対策・食育推進会議条例

平成 26 年 3 月 26 日 条例第 12 号

知立市保健対策・食育推進会議条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)第 33 条の規定に基づき、知立市保健対策・食育推進会議(以下「推進会議」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び担当事務)

**第2条** 次に掲げる事務を担当させるため、推進会議を置く。

- (1) 知立市保健センターの運営及び市民の健康づくりに関する事項を調査審議すること。
- (2) 知立市食育推進計画を作成し、その実施を推進すること。
- (3) その他市長が特に必要と認めること。

(組織)

**第3条** 推進会議は、委員 16 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療、保健又は学校教育の関係者
- (3) 地域団体又は公共的団体を代表する者
- (4) 保育所又は幼稚園に在籍する児童の保護者
- (5) 市民
- (6) 関係行政機関の職員

(任期)

**第4条** 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 推進会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第7条** 推進会議の庶務は、保険健康部健康増進課において処理をする。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

#### **附 則**

この条例は、平成 26 年4月1日から施行する。

## 6 指標一覧

### 【食育で心を育もう】

指標	対象	現状値	目標値	目標値の考え方	担当課
		平成 25 年度	平成 36 年度		
食育に関心を持っている人の割合	市民	75.2%	90%	第 1 次計画から変化が無かったので 1 次の目標と同じとする。	健康増進課
食育を実践している人の割合	市民	50.2%	90%	実践を進めていくため、関心を持っている人＝実践している人となることを目標とする。	健康増進課
家での食事を楽しいと感じる人の割合	小学校 (5年生)	89.3%	90%	現在値が、ほぼ限界値だと考えますが、少しでも高くしたいとの思いから。	学校教育課
	中学校 (2年生)	76.6%	80%		
市民農園の整備区画数		101 区画	110 区画	現状の 1 割増とする。	経済課

### 【食育でからだを育もう】

指標	対象	現状値	目標値	目標値の考え方	担当課
		平成 25 年度	平成 36 年度		
朝食を欠食する人の割合	園児	3.9%	0%	『健康日本 21 あいち新計画 2013-2022』の 3 歳児の目標値と同じとする。	子ども課
	小学校 (5年生)	3.9%	0%	『あいち食育いきいきプラン 2015』と同じとする。	学校教育課
	中学校 (2年生)	7.0%	3%	『あいち食育いきいきプラン 2015』と同じとする。	
	20 代	23.0%	15%	『あいち食育いきいきプラン 2015』における男子大学生の目標値において、15%以下を目標値としているため、それを参考に 15%を目標とする。	健康増進課

指標	対象	現状値	目標値	目標値の考え方	担当課	
		平成 25 年度	平成 36 年度			
朝食に野菜を食べている人の割合	園児	28.7%	80%	『あいち食育いきいきプラン 2015』における小中学生の目標値は80%と設定されている。園児でも同じく80%を目標とする。	子ども課	
	小学校 (5年生)	36.1%	80%		『あいち食育いきいきプラン 2015』と同じとする。	学校教育課
	中学校 (2年生)	30.1%	80%			
	市民	34.7%	80%	『あいち食育いきいきプラン 2015』における小中学生の目標値は80%と設定されている。市民でも同じく80%を目標とする。	健康増進課	
よく噛んで食べる人の割合	小学校 (5年生)	52.9%	70%	『第2次食育推進基本計画』における国民の現状値の70.2%を目指し、目標値を70%とする。	学校教育課	
	中学校 (2年生)	33.6%	70%			
	市民	35.3%	70%		健康増進課	

### 【食を取り巻く環境を整えよう】

指標	対象	現状値	目標値	目標値の考え方	担当課
		平成 25 年度	平成 36 年度		
食生活改善推進員の人数		35人	40人	高齢化による世代交代も考えられるため、期待値もこめて40人を目標とする。	健康増進課
学校給食における愛知県内産の食材使用率		39.5%	45%	予算から考えて、最大目標値。	教育庶務課 学校教育課
愛知県産のものを意識して購入する人の割合	市民	32.8%	55%	『あいち食育いきいきプラン 2015』の増加率 167%を目標とする。	健康増進課

---

---

第2次知立市食育推進計画

発行 : 知立市  
編集 : 知立市 保険健康部 健康増進課  
住所 : 〒472-0031  
愛知県知立市桜木町桜木 11-2  
TEL : 0566-82-8211  
ホームページ : <http://www.city.chiryu.aichi.jp/>  
発行年月 : 平成 27 年 3 月

---

---

※表紙写真 : 来迎寺小学校 4 年生 米の収穫体験